

警報発表に伴う臨時休業について

京都府立丹後緑風高等学校久美浜学舎

1 午前6時30分から始業時（午前8時40分）までの時間帯において、京丹後市地域に、以下のいずれかの警報が発表された場合は、自宅待機とします。

- (1) 警戒レベル5相当（特別警報）が発表された場合
 - (2) 警戒レベル4相当（危険警報）【大雨・土砂災害・高潮】が発表された場合
 - (3) 暴風警報、暴風雪警報、津波（大津波）警報のいずれかが発表された場合
- ※警戒レベル3相当（警報）が発表された場合は、状況を見て自宅待機とすることがある。

ただし、居住する地域に避難指示・避難勧告が発令されている場合は、居住する地域の避難誘導等に従い、登校しないこと。

2 午前10時00分までに警報が解除された場合は、午後1時15分からSHR、午後の授業を開始します。安全に留意して登校してください。

3 午前10時00分以降も警報が継続している場合は、臨時休業とします。

4 その他、校長が必要と認めたととき、臨時休業措置を行う場合があります。その場合は、連絡サービス（さくら連絡網）等により指示します。

5 注意事項

- (1) 「警戒レベル5相当（特別警報）」が発表された場合が発表されている場合は、周囲の状況や市町から発表される情報に留意し、ただちに命を守る行動をとってください。
- (2) 警報は市町村単位で発表されることになっていますが、報道機関によっては丹後と表現する場合があります。この場合、京丹後市を含まないこともあるので、よく確認してください。
- (2) 居住する地域に、上記1の警報が発表されている場合は、該当生徒は自宅待機とします。
- (3) 登下校に利用している公共交通機関（京都丹後鉄道、丹海バス）が運行を中止している場合は、該当生徒は自宅待機とします。
- (4) 休日に実施する補習・模擬試験や部活動についても同様とします。ただし、部活動の公式戦等については別途指示します。

6 電話による問い合わせには対応できません。本校ウェブサイトを確認してください。

